

取引契約における特許保証条項の解釈

知財高判令和5年11月8日・令和5年（ネ）第10064号「ウォールキャッチャー」事件
（原審：大阪地判令和5年4月20日・令和2年（ワ）第7001号）

知的財産権法研究会
大野総合法律事務所
弁護士 小林 英了

1. 事案の概要

本件は、控訴人（一審原告）と被控訴人（一審被告）とが、被控訴人の製造する商品の売買に係る基本契約（本件契約）を締結して、被控訴人の商品（モルタル接着補助具「ウォールキャッチャー」（WC）、コネクタ付きモルタル接着補助具「スーパーウォールキャッチャー」（SWC））を購入していたところ、当該商品が原告補助参加人の特許権（乙1特許）に抵触し、その購入及び販売ができなくなったとして、本件契約の知財保証条項（本件特約）の債務不履行に基づき、損害賠償を請求した事案である¹。

原判決によれば、本件特約の内容は下記のとおりである。

ア 被告は、原告会社に対し、被告の製造する「コネクタ兼用モルタル接着補助具（特許番号：特許第4162822号）当社商品名「ウォールキャッチャー」を売り渡し、原告会社はこれを買受け、卸売販売する（本件対象商品条項）。

イ （省略）

ウ 被告は、前記アの商品が第三者の特許権、商標権等の工業所有権に抵触しないことを保証する。万一、抵触した場合には、被告の負担と責任において紛争解決するものとし、原告会社には損害をかけない（本件特約）。

1 本件では、被告特許の実施品を売買目的物とする旨の合意に反することを理由とする瑕疵担保責任、原告・被告間の報酬合意に基づく報酬金の支払請求、及び、被告代表者の言動による会社法350条に基づく損害賠償請求がなされていたが、本稿のテーマとは無関係であるため、説明等は省略する。